

九月廿五日争議固本部ニ招テ前記白鳥玄蔵指導、
下ニ対策協議、結果

工場開領絶対反対

二、規定、解雇手当金額シ支給セヨ

三、争議中、日給シ支給セヨ

四、争議費用全額シ支給セヨ

一、四項目、要本条件ヲ決定シ全日書面トナレ代表
上田賢次　田中正三郎　安藤友助　大棟金藏
等、名ヲ以テ工場管理人吉野利兵衛ニ提出セリ

(八) 印刷物、醜布

争議固側ニ招キハ九月廿五日別記、如キ「町民諸君」
ト題スル印刷物シ工場附近住民ニ醜布

スルト共ニ一面九月廿五日ハ工場主宮崎五郎（前報
宮崎在久太郎ハ誤リ）親族タル群岡市近勤所在宮
崎通之助宅ニ対シ「突如工場開領を宣し争議に入
ルト題スル檄文ヲ送付シ（群岡貴賤通報）九月廿
六日夜ハ芝江二本柳西町ニ宮崎五郎並芝江高輪南
町四丁宮崎通之助方郵便受取ニ「一般町民諸君に
訴エ」、宮崎五郎の社会的罪悪を全社会に暴露す
ト題スルビラシ投入或ハ竹竿ニ貼付スル等事業主
側、行為ヲ難詰シ争議シ有利ニ展開セシメント
努力ヲ、アリ

三、事業主側

工場主側ニ招キハ宮崎通之助専ラニガ交渉ノ任ニ當